

## 現地確認契約書

委託業務名 年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認業務

履行期間 とう精登録された玄米のとう精開始からとう精終了までの期間内

金額 金 円

とう精登録者等 (以下「発注者」という。)と確認行為を行う宮城県(以下「受注者」という。)とは、年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認(以下「現地確認」という。)の業務について、次の条項により契約を締結する。

### (総則)

第1条 受注者は、次のとう精計画について、頭書の金額で、頭書の履行期間中に現地確認の業務を完了するものとする。

1 とう精施設の所在地及び所有者名(連絡先)	
2 とう精開始予定日 年 月 日	3 とう精終了予定日 年 月 日

### (とう精計画の変更)

第2条 発注者は、とう精計画の内容を変更することができるものとする。この場合において、履行期間にかかわる事項を変更するときは、発注者と受注者が協議するものとする。

### (現地確認の報告)

第3条 受注者は、現地確認が完了したときは、遅滞なくその結果報告書を発注者に提出するものとする。  
2 受注者は、現地確認の結果を公表することができるものとする。ただし、発注者の秘密に関する事項についてはこの限りでない。

### (とう精の中止)

第4条 発注者は、次の各号のいずれかの事由により、とう精を中止するときは、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱により、第1条の生産計画「3 とう精終了予定日」から起算して30日以内に手続を行うものとする。

(1) みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要領に定める認証農産物の要件に適合しなくなった

とき。

(2) その他事由によりとう精を実施することが困難になったとき。

(支払等)

第5条 発注者は、現地確認で要する経費を受注者の発行する納入通知書により、納入通知書に定める期日までに支払うものとする。

2 前条に規定するとう精中止が、現地確認を実施する以前のときは、受注者と発注者が協議により合意した上、受注者は、契約を解約し、発注者に納入金を返納するものとする。

3 前条に規定するとう精中止が、現地確認を実施した後のときは、受注者は、発注者に納入金を返納しないものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、履行期間内に現地確認を完了することができないと認めたとき又は受注者が不完全な履行をしたときは、この契約を解除することができるものとする。

2 受注者は、前条第1項の規定による支払が行われなときは、この契約を解除することができるものとする。

(その他)

第7条 この契約に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名 印

受注者 宮城県知事 印